条の八第三項第三十六条の二十四第三十六条の二十六第一項の項、第三十六条の二十七第一項第三十六条の二十八の項及び第三十六条の三十一第二項第三十六条の三十三第二項第三十六条の三十八第二項第三十六条の四十の項中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改め、同表第三十六条の四十一第一項の項中「第三十六条の四十一第一項」を「第三十六条の四十一第一項及び第三項」に、「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改め、同表第三十六条の四十一第三項第三十六条の四十二第三十六条の四十三第三十六条の四十四第三十六条の四十六第二項第三十六条の四十七の項中「第三十六条の四十一第三項」を「第三十六条の四十一第四項及び第六項」に、「第三十六条の四十六第二項」を「第三十六条の四十六第二項及び第四項」に、「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改め、同表第三十七条第二項の項から第四十九条の七第一項の項までの規定中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改める。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第二条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（支援プランの作成等）

第十五条　法第二十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下「支援プラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る支援プランの見直しを行うこととする。

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（延長者等の特例）

第八条　児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第三条から第六条までの規定を適用する。

一　延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三　延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四　延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2　延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第三条から第六条までの規定を適用する。

一　延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三　延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四　延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次、第十二条の二及び第十四条の三第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十二条の二第一項第四号中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改める。

第七十二条から第七十八条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

（予防接種実施規則の一部改正）

第五条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第六条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百一条の十一の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第百一条の十一の二の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二条第二号

二　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第二条第四号

三　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）附則第五条第三号

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「法律（」の下に「平成三年法律第七十六号。」を加え、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に改め、同条第二項中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改める。

第五条第四号及び第七条第一項第三号中「同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。